

主 文

監督署長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、株式会社A銀行に入行し、平成〇年〇月〇日からは同行B支店で勤務していたが、平成〇年〇月〇日に自死した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の疾病に起因する死亡であると認め、給付基礎日額を〇円として、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。

請求人は、前回処分に係る給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、前回処分を取り消す旨の決定をした。

監督署長は、審査官の取消し決定を受け、改めて給付基礎日額を〇円と算定して、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

請求人は、変更決定された給付基礎日額には、未だ未払いの残業手当が算入されていないとして、審査官に審査請求をしたが、審査官は、これを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働者災害補償保険法第8条に定める「給付基礎日額」については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条の平均賃金に相当する額とされている。そして、同条第1項において、平均賃金は、事由発生日以前3か月間に支払われた賃金の総額をその総日数で除して算定することとされており、この場合の「支払われた賃金」とは、現実に既に支払われている賃金だけではなく、実際に支払われていないものであっても、事由発生日において、既に債権として確定している賃金をも含むものと思料する。

(2) したがって、実際に支払われていない賃金であっても、賃金債権として確定しているものは「支払われた賃金の総額」に含まれるべきものと解され、給付基礎日額の算定においては、事業場から提出された賃金のみに基づき算定するのではなく、監督署長が、事業場が把握していなかった労働時間を自ら認定した場合には当該労働時間を前提とした賃金額を基に給付基礎日額を算定すべきであるから、本件では、業務上外の判断で認定した労働時間を原則とすべきであり、必要があれば更なる調査をするのが相当であると判断する。

(3) ところで、監督署長は、業務上外の判断において認定した労働時間は、あくまで推認によるものであり、裏付資料が存在するものではないとして、本件処分を行っている。

しかしながら、推計の手法とはいえ、監督署長は業務上外の判断において被

災者の労働時間を事実認定しているのであるから、この認定を後になって理由も示さず否定することは、当審査会としては是認できるものではない。

監督署長が給付基礎日額の算定に当たり、業務上外の判断において認定した労働時間が新たな証拠資料により相当ではないと判断したのであれば、改めて正確な労働時間数を認定し直し、それに基づく賃金額を基礎として給付基礎日額を算定すべきところ、本件においては、そのような事実も認められない。本件の場合、監督署長は被災者の給付基礎日額算定期間中の時間外労働時間数を147時間20分とし、その時間数に沿った割増賃金を算入している一方、業務上外の判断で認定したそれは243時間であり、その差において明らかに割増賃金の算入が漏れていることが認められる。

したがって、本件においては、被災者の給付基礎日額は、監督署長が既に業務上外の判断において認定した労働時間数を前提とした賃金額を基礎とするのが妥当であるから、本件処分において監督署長が算定した給付基礎日額を超えることは明らかである。

(4) また、請求代理人は、被災者は最終退行者と同じ時刻まで就業し、土曜日の休日労働が恒常化しており、被災者には、業務上外の判断で認定されている以上の時間外・休日・深夜労働があったと主張しているもので、以下検討する。

被災者が最終退行者と同じ時刻まで勤務していたという点については、最終退行者は警備のセットを行い退館する必要があるため、警備のセットを行うキー(鍵)は、C副支店長、D次長及びE次長の3人が所持していたが、他の行員も当該キーを借りて最終退行することはよくあったとみられ、誰が警備のセットを行ったか特定できない状況である。E次長は、「自ら最終退行者となることがほとんどであり、被災者が渉外行員の中でも最後まで残って仕事していたと思う。」と述べているものの、最終退行者だったとは述べておらず、「ログアウト時刻に10分から20分プラスした時刻が被災者の退行時間と考えるのが正解ではないかと思えます。」と述べている。

記録上ほとんど誰が最終退行者か判明しておらず、E次長の申述から被災者が最終退行者と同時に帰宅していたとは認められない。

被災者の休日労働が恒常化していたという点についても、本件審査記録から、被災者が恒常的に休日労働していたとまでは認められない。

したがって、上記請求代理人の主張は、採用できない。

(5) なお、本件は、審査官が前回処分を取り消す際に認定した時間外労働時間数とは異なる時間外労働時間数を合理的理由なく監督署長が認定し、それをもとに本件処分を行ったものであり、監督署長の判断は適切さを欠くものと言わざるを得ないことを念のために付言する。

3 以上のおりであるから、監督署長が給付基礎日額〇円として請求人にした遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分は失当であり、取消しを免れないものである。

よって主文のおり裁決する。